大町市スポーツ協会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、大町市スポーツ協会役職員(以下「役職員」という。)の相互 扶助を基として慶弔の事業を行うことを目的とする。

(役職員)

第2条 この規程に定める役職員の範囲は次の者及び事務局職員とする。

会長、副会長、常任理事、監事、理事

(慶弔の範囲及び基準)

- 第3条 役職員が次の各号に該当するときは、当該各号の定めるところにより慶弔金、又は見舞金を贈るものとする。
 - (1) 死亡弔慰

イ 死亡したとき

10,000円

ほか生花又は花環1基

ロ 配偶者が死亡したとき

生花又は花環1基

ハ 父又は母が死亡したとき

弔 雷

(2) 傷病見舞金

役職員が疾病にかかり、その疾病が15日以上の入院の状況にあるとき 5,000円

(3) 災害見舞金

役職員の在家が、火災、その他の災害に罹災し、相当の被害をうけたとき 5,000円

(4) 結 婚

祝賀電報

(5) 顧問等への死亡弔慰

顧問、相談役が死亡した場合は、 5, 000円 及び 弔 電

2 前各号のほか特に必要と認める事項については、予算の範囲内において理事会が 定める。

(報告)

第4条 前条による該当者が生じた場合は、加盟団体は、すみやかに事務局に報告するものとする。

(慶 弔)

第5条 慶弔を表する場合は、会長の決裁による。

(答礼)

第6条 この規程により慶弔金及び見舞金を受けた者は、慣習による答礼は行わない ものとする。

附則

- 1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。
- 2 大町市体育協会慶弔規程(昭和57年4月21日施行)は廃止する。

規程改正経過

昭和57年4月21日制定昭和61年4月1日全面改正平成3年4月23日一部改正平成20年4月23日一部改正令和5年4月25日一部改正